

社会福祉法人静岡あおい会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡あおい会（以下「当法人」という）定款第8条および

第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。〈ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。…「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。〉

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

静岡市内	3,000円
その他	5,000円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

静岡市内	3,000円
その他	5,000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平29年4月1日から実施する。